

【改定内容】

- ① 定数の追記
- ② 委員カテゴリーの追記（別表の削除）

【浦添市地域公共交通活性化協議会規約 新旧比較表】

| 現行文 | 改定案 |
|--|--|
| <p>(組織) 第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。</p> | <p>(組織) 第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから35人以内で組織する。 (1) 学識経験者 (2) 関係する国、都道府県、市町村その他の地方公共団体の職員 (3) 関係する公共交通事業者等 (4) 関係する道路管理者 (5) 関係する港湾管理者 (6) 関係する公安委員会 (7) 地域公共交通の利用者 (8) その他市長が必要と認める</p> |
| <p>✓ 規約中の別表を削除</p> | <p>✓ 別表の代わりに別途委員名簿を作成 ✓ 委員カテゴリーは国土交通省発行の『地域公共交通計画等の作成と運用の手引き』を参考</p> |

【規約改定理由】

- ① 浦添市の附属機関に関する取扱いにおいて委員定数を定めることが推奨されているため。
- ② 委員の役割を明確にするため。

浦添市地域公共交通活性化協議会規約

制定令和5年7月24日

(目的)

第1条 浦添市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に関する事項の協議を行うため、設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号、浦添市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項に関する協議。
- (5) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項に関する協議。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会には会長及び副会長を置く。
- 2 会長は委員の互選により定める。
 - 3 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総括する。
 - 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは会長の職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員については、協議会の会議に代理人を出席させることができる。

3 会議は、委員（代理人を含む。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 協議会の議事は、全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席委員の3分の2以上の同意により決する。

5 特別な事情により議決に加わることのできない委員は、あらかじめ通知された協議事項について書面により表決することができる。ただし、第2項の規定により代理人に権限の委任がある場合は、この限りでない。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事を設置することができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、浦添市都市計画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、第4条に掲げる委員のうちから会長が指名する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算の編成、現金の出納その他の財務に關し必要な事項は会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であつた者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、令和5年7月24日から施行する。

別表（第4条関係）

浦添市地域公共交通活性化協議会構成員名簿

| 区分 | 所 属 |
|------------|-----------------------|
| 行政機関（国・県） | 内閣府沖縄総合事務局南部国道事務所 |
| | 内閣府沖縄総合事務局 運輸部 企画室 |
| | 内閣府沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課 |
| | 沖縄県土木建築部中部土木事務所 |
| | 沖縄県 企画部 交通政策課 |
| | 沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 |
| | 沖縄都市モノレール株式会社 |
| | 一般社団法人沖縄県バス協会 |
| | 那覇バス株式会社 |
| | 琉球バス交通株式会社 |
| | 沖縄バス株式会社 |
| | 東陽バス株式会社 |
| | 一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会 |
| | 浦添市地区タクシ―事業者会 |
| | 私鉄沖縄県労働組合連合会 |
| 浦添警察署 | |
| 学識経験者 | 琉球大学 |
| | 社会福祉法人 浦添市社会福祉協議会 |
| 地域公共交通の利用者 | 浦添市老人クラブ連合会 |
| | 浦添市自治会長会 |
| | 浦添市婦人連合会 |
| | 浦添市女性団体連絡協議会 |
| | 一般社団法人浦添市身体障がい者福祉協会 |
| | 浦添市観光協会 |
| | 浦添商工会議所 |
| | 浦添市副市長 |
| | 浦添市企画部長 |
| | 浦添市市民部長 |
| 浦添市経済文化局長 | |
| 浦添市福祉健康部長 | |
| 浦添市子ども未来部長 | |
| 浦添市都市建設部長 | |
| 関係団体 | |
| 行政機関（市） | |

浦添市地域公共交通活性化協議会規約（案）

制定令和5年7月24日

改定令和8年1月30日

（目的）

第1条 浦添市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に関する事項の協議を行うため、設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号、浦添市役所内に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1） 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議にすること。
- （2） 地域公共交通計画の実施に関する協議にすること。
- （3） 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- （4） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項に関する協議。
- （5） 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項に関する協議。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから35人以内で組織する。

- （1） 学識経験者
- （2） 関係する国、都道府県、市町村その他の地方公共団体の職員
- （3） 関係する公共交通事業者等
- （4） 関係する道路管理者
- （5） 関係する港湾管理者
- （6） 関係する公安委員会
- （7） 地域公共交通の利用者
- （8） その他市長が必要と認める者

（会長及び副会長）

第5条 協議会には会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総括する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは会長の職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員については、協議会の会議に代理人を出席させることができる。
- 3 会議は、委員（代理人を含む。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 協議会の議事は、全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席委員の3分の2以上の同意により決する。
- 5 特別な事情により議決に加わることのできない委員は、あらかじめ通知された協議事項について書面により表決することができる。ただし、第2項の規定により代理人に権限の委任がある場合は、この限りでない。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、浦添市都市計画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、第4条に掲げる委員のうちから会長が指名する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、令和5年7月24日から施行する。

2 この規約は、令和8年1月30日から施行する。